



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

公安委員会事項

- 沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
- 沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則…………… 1
- 沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則…………… 2
- 沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 3
- 沖縄県留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則…………… 3

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第2号

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の組織に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
第3条に次の4号を加える。

- (1) 留置業務に関する調査、研究、指導及び企画に関すること。
- (2) 留置施設の管理に関すること。
- (3) 被留置者の処遇及び護送に関すること。
- (4) 沖縄県留置施設視察委員会に関すること。

第4条第18号から第21号までを削る。

第25条各号を次のように改める。

- (1) 組織犯罪対策に関する企画、調整及び指導に関すること。
- (2) 組織犯罪に関する情報の収集、分析、調整及び調査研究に関すること。
- (3) 犯罪による収益の移転防止に関すること。
- (4) 暴力団等による組織犯罪の取締りに関すること。
- (5) 暴力団犯罪に関する資料の収集整備に関すること。
- (6) 各種暴力団排除対策に関すること。
- (7) 麻薬、覚醒剤事犯その他習慣性がある薬物事犯の取締りに関すること。
- (8) 拳銃その他の銃器（猟銃、空気銃、産業用銃、模造拳銃及び模擬銃器を除く。）に係る犯罪の取締りに関すること。
- (9) 国際捜査共助及び国際犯罪に関すること。

第38条第3号中「第34条第5号」を「第36条第5号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第3号

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表那覇警察署の部繁多川交番の項中「那覇市繁多川1丁目」を「那覇市字識名、識名1丁目、識名2丁目、識名3丁目、識名4丁目、繁多川1丁目」に改め、同項中「繁多川5丁目」の次に「、字真地」を加え、同部識名交番の項を削り、同表糸満警察署の部町端交番の項中「糸満市字糸満、字照屋、西川町、字真栄里の一部」を「糸満市字伊敷、字糸満、字大里、字国吉、字照屋、字名城、西川町、字真栄里」に改め、同部小波蔵駐在所の項を削り、同部米須駐在所の項所管区の欄を次のように改める。

糸満市字新垣、字糸洲、字伊原、字宇江城、字大度、字喜屋武、字小波蔵、字米須、字束里、字福地、字真栄平、字真壁、字摩文仁、字南波平、字山城、字与座

別表宜野湾警察署の部大謝名交番の項所管区の欄を次のように改める。

宜野湾市伊佐一丁目、伊佐二丁目、伊佐三丁目、伊佐四丁目、大山一丁目、大山二丁目、大山三丁目、大山四丁目、大山五丁目、大山六丁目、大山七丁目、字真志喜、真志喜一丁目、真志喜二丁目、真志喜三丁目、真志喜四丁目、字宇地泊、字大謝名、大謝名一丁目、大謝名二丁目の一部、大謝名三丁目、大謝名四丁目、大謝名五丁目

別表宜野湾警察署の部真栄原交番の項所管区の欄を次のように改める。

宜野湾市大謝名二丁目の一部、嘉数一丁目、嘉数二丁目、嘉数三丁目、嘉数四丁目、字真栄原、真栄原一丁目、真栄原二丁目、真栄原三丁目、字佐真下、字我如古、我如古一丁目、我如古二丁目の一部、我如古三丁目、我如古四丁目

別表沖縄警察署の部泡瀬交番の項中「、字桃原」を削り、「桃原三丁目」の次に「、桃原四丁目」を加え、「、字大里」を削り、「大里二丁目」の次に「、大里三丁目」を加える。

別表八重山警察署の部大川交番の項中「美崎町」を「字石垣、字新川、美崎町、新栄町、字名蔵」に改め、同部新川交番の項を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第4号

沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県警察職員の配置定員に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「248人」を「257人」に改め、同条第2号中「52人」を「44人」に改め、同条第3号中「6人」を「5人」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第5号

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県公安委員会

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「のほか、歩行者用・通行禁止道路通行許可車標章（様式第6号の2。以下「通行許可車標章」という。）」を削り、同条第3項を削る。

別表第3に次のように加える。

中城湾港（新港地区）臨 港道路1号線	沖縄市海邦2丁目2番2から沖縄市海邦町3番69まで
中城湾港（新港地区）臨 港道路2号線	沖縄市海邦町3番6からうるま市字洲崎12番1まで
中城湾港（新港地区）臨 港道路3号線	うるま市字前原幸崎原259番1から沖縄市海邦町3番63まで
中城湾港（新港地区）臨 港道路4号線	沖縄市海邦町3番6から沖縄市海邦町3番61まで
中城湾港（新港地区）臨 港道路5号線	うるま市字洲崎12番1からうるま市勝連南風原5194番1まで
中城湾港（新港地区）臨 港道路6号線	うるま市字塩屋浜原508番3からうるま市勝連南風原5194番1まで
中城湾港（新港地区）臨 港道路7号線	うるま市勝連南風原5192番13からうるま市勝連南風原5192番13まで
中城湾港（新港地区）臨 港道路8号線	うるま市勝連南風原5194番1からうるま市勝連南風原5194番1まで

様式第6号の2を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第6号

沖縄県留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県公安委員会

沖縄県留置施設視察委員会に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県留置施設視察委員会に関する規則（平成19年沖縄県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「監察課長」を「総務課長」に改める。

第4条第2項中「監察課」を「総務課」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1